

# 許可等を要しない工事①

区域・行為	定義
公共施設用地における工事 （法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）※1	以下の施設の用に供されている土地における工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路、公園、河川</li> <li>• 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設</li> <li>• 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設</li> <li>• 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設</li> </ul>
その他盛土規制法の対象外となる行為  規制対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 試験、検査等のための試料の堆積</li> <li>• 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積</li> <li>• 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの</li> <li>• 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積</li> <li>• 農地及び採草放牧地において行われる<u>通常の営農行為</u>※2</li> <li>• グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等</li> <li>• その他、土地利用のために土地の形質を維持する行為等、土地の形質変更には該当しない行為</li> <li>• 自然災害により被災した土地を原状回復するもの</li> <li>• 工作物の床掘（掘削）および埋戻しを行うもの</li> <li>• 窪地を四方の最も低い土地の高さまで平坦に嵩上げするもの（四方の土地のいずれかが、人工池の堤体等の場合は、盛土の土圧により堤体等に滑動等の影響が想定されるため、当該堤体等も一体的な盛土として、「許可等を要する盛土等に関する工事の規模」の表の該当性を判断すること。）</li> <li>• 上記の平坦にした面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が「許可等を要する盛土等に関する工事の規模」の表に該当しないもの</li> </ul>

## 許可等を要しない工事②

	区域・行為	定義
許可・届出対象外	<p>災害の発生のおそれがないと認められる工事（法第12条第1項ただし書、第27条第1項ただし書、第30条第1項ただし書、政令第5条第1項、第27条、第29条第1項、省令第8条第1項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）</li> <li>• 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）</li> <li>• 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）</li> <li>• 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）</li> <li>• 土地改良法に基づく<u>土地改良事業（農業用用水排水施設の新設等）等</u>※3</li> <li>• 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等</li> <li>• 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却</li> <li>• <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等</u>※4</li> <li>• 土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等</li> <li>• 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分</li> <li>• <u>森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</u>※5</li> <li>• <u>国、地方公共団体等</u>※6が非常災害のために必要な応急措置として行う工事</li> <li>• 高さ2m以下かつ面積500m<sup>2</sup>超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30 c mを超えないもの</li> <li>• 高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300m<sup>2</sup>を超えないもの</li> <li>• 面積が500m<sup>2</sup>を超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高差が30 c mを超えないもの</li> <li>• <u>工事の施行に付随して行われる土石の堆積</u>※7であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該<u>工事の現場</u>※8又は<u>その付近</u>※9に堆積するもの</li> </ul>

## 許可等を要しない工事③

- ※1公共施設用地における工事であっても、現場からの発生土や、現場への搬入土を公共施設用地以外において盛土等を行う場合は、規制対象となります。また、公共施設の用に供されなくなることが決定している土地については、公共施設用地に含まないものと考えます。  
(例：農業用ため池の廃止工事)
- ※2「通常の営農行為」とは通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が1m以下のもの、暗きょ排水の新設及び改修等が該当します。なお、営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町村の農業委員会等）に対して事前相談を行ってください。
- ※3「土地改良事業等」とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は同法の手続には基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業（以下、「土地改良事業に準ずる事業」という。）を指します。なお、「土地改良事業に準ずる事業」は、盛土等の施工に際して土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることを前提としています。なお、これらの工事に伴い発生した残土の処分や、現場外での土石の堆積は、法の規制対象となることに留意してください。
- ※4「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等」のうち、以下のような場合は許可等の必要がありますので留意してください。
  - 廃棄物の処理の一連の工程に含まれないと判断される廃棄物と土石の混じったものの保管
  - 許可又は委託に係る事業の用に供する施設以外の場所での廃棄物と土石の混じったものの保管
  - 廃棄物と土石の混じったものをふるい機等で分別処理した後に生じる廃棄物と分けられた土石の堆積
- ※5「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」とは、森林所有者等に遵守義務を課している市町村森林整備計画において、作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知、令和5年3月31日改正）や主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知、令和5年3月31日改正）に即して作設されることを前提とした森林作業道や土場等を指します。

# 許可等を要しない工事④

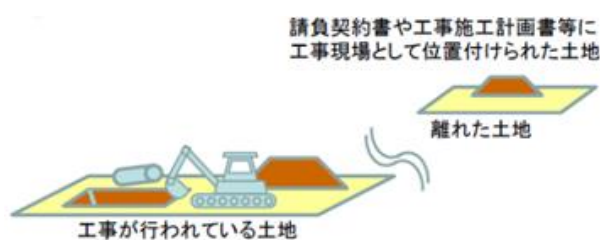
※6「国、地方公共団体等」には、以下の法人を含みます。

法人	根拠法根拠法令
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法施行令第2条第1項第6号
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第9条第1項
日本下水道事業団	日本下水道事業団法施行令第7条第1項第6号
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第28条第1項第6号
独立行政法人水資源機構	独立行政法人水資源機構法施行令第56条第1項第6号
独立行政法人都市再生機構	独立行政法人都市再生機構法施行令第34条第1項第7号

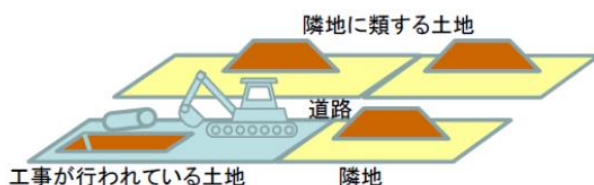
※7「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積（工事用仮設道路を含む）で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。

※8「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）も、工事の現場として取り扱います。

※9「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。



「工事の現場」



「工事の現場の付近」